

「ひょうご子ども・子育て未来プラン」(案)の概要

策定の趣旨

県の少子対策・子育て支援等に関する取組を総合的かつ体系的に定めた現計画について、こども基本法(R5.4)や、こども大綱(R5.12)を勘案するとともに、県子ども・子育て会議での意見等を踏まえて改定する

計画期間

2025(令和7)～2029(令和11)年度

主な法的根拠等

- 次世代育成支援対策推進法(H27)
子育て支援、母子保健、教育環境、居住環境、ワークライフバランスの推進等の実施に関する総合計画
- 子ども・子育て支援法(H27)
教育・保育、子育て支援の提供と実施に関する計画
- こども基本法(R5)
こども施策全般に関する計画
(こども大綱を勘案)

プランの基本理念・目標・推進方策

基本理念 〔重点テーマ〕

**誰もが安心して子育てでき、
全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現**
〔～次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫～〕

目 標

- ① 子ども・若者の多様な人格や個性、人権を尊重するとともに、その最善の利益を図る
- ② 若者の生活基盤の安定と仕事と生活の調和を図り、結婚・子育ての希望を実現する
- ③ 子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援とともに、複合的な課題を同時に抱える方への多面的な支援を実施する
- ④ 児童虐待の予防・防止とともに、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が健やかに成長できる良好な成育環境をつくる
- ⑤ 子どもや若者、子育て当事者の声を聴き、尊重しながら進める

数値目標

	安心して楽しく子育てできると思う人の割合	待機児童数	合計特殊出生率	出生数
目標	60.0%以上（2029年）	期間中、早期に0を達成	2024年見込みの1.27を維持	15万人（期間中合計）
現状・ 趨勢		<p>【保育所等】</p> <p>【放課後児童クラブ】</p>		

推進方策

I
若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

II
結婚・妊娠・出産の希望が実現出来る切れ目のない支援

取組の柱

主な取組

1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援

多様な就業選択肢の確保、雇用の安定と定着、労働環境の改善、若者の経済的負担の軽減（奨学金返済への支援）等

2 ライフデザイン構築への支援

ライフプランを考慮したキャリアプランニング教育、妊娠・出産に関する知識の普及・啓発（プレコンセプションケアの普及啓発）等

3 子どもの学びを支える環境の充実

地域・家庭・関係機関と連携したいじめ等問題行動や不登校、子ども・若者の自殺等への対応、学びやすい教育環境の整備、地域と連携した学習環境づくり、海外留学のサポート等

1 出会い・結婚支援

出会いの機会の創出、新婚世帯等への経済的支援等

2 不妊に悩む方への支援

不妊治療等への支援、不妊治療と仕事の両立支援、相談機能の強化等

3 安心して妊娠・出産出来る環境づくり

周産期医療体制の整備、小児医療の確保・充実、課題を抱える妊産婦への支援等

4 産前・産後における切れ目のない支援

妊娠・出産期における相談や支援の充実、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止、健康な体づくり等

Ⅲ 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

取組の柱	主な取組
1 保育の受け皿の充実	保育所・認定子ども園の整備、多様な受け皿の確保 等
2 乳幼児教育・保育の質の向上	保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上、安全安心な教育・保育環境の確保 等
3 持続可能な教育・保育体制の確保	保育士・幼稚園教諭の処遇改善、資格取得等への支援、潜在保育士・幼稚園教諭等の復職支援、保育所等の多機能化への支援、高校生向けの保育の情報発信 等
4 多様なニーズに応じた子育て支援	地域における子育て支援、家庭の事情に応じた柔軟な支援、こども誰でも通園制度の推進 等
5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減	幼児教育・保育の無償化、子育てにかかる経済的負担の緩和、高校・高等教育等における教育費の負担軽減、子育て世帯の住宅費の負担軽減 等

Ⅳ 子どもと子育てに 温かい地域社会づくり

1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり	放課後児童クラブの拡充、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進、地域等と協働した子どもの居場所づくり 等
2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり	子ども・若者・子育て当事者の意見表明機会の創出、子ども・若者の社会参画の支援 等
3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成	結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成、子育て世帯へ配慮した取り組みを実施する地域・企業・団体への支援 等
4 安全・安心な子育て環境づくり	地域における見守り活動の推進、安心して外出できる環境づくり、安全なインターネットの利用環境づくり、子どもを犯罪から守る環境づくり 等

Ⅴ 子育てと仕事の両立支援

1 ワーク・ライフ・バランスの推進	多様な働き方の推進、働きやすい環境整備 等
2 女性の能力発揮と就業機会拡大	女性の採用や職域の拡大(ミエザ 企業の普及推進)、女性のキャリア形成・就業継続支援 等
3 男性の家事・育児参画の促進	男性の育休取得の促進、男性の家事・育児参画支援 等

Ⅵ 特別な支援が必要な 子どもや家庭への支援

1 児童虐待の予防・防止対策の充実	こども家庭センター(児童相談所)機能の機動力・専門力の充実強化、市町や県警、関係機関等との役割分担及び連携の推進 等
2 社会的養育体制の充実	里親委託等の推進、社会的養護自立支援の推進(ケアリーバー支援等) 等
3 配偶者等からの暴力(DV)防止対策	DV防止に向けた啓発・教育の推進、相談体制の充実、緊急時の安全確保 等
4 ひとり親家庭等の自立支援	子育て・就業・生活自立等への支援、養育費確保への相談支援 等
5 子どもの貧困対策	生活の安定に向けた支援、教育費負担軽減への支援 等
6 ヤングケアラー支援	早期発見・把握、相談支援・福祉サービスへのつなぎ、人材育成・普及啓発 等
7 ひきこもり対策	相談支援体制の充実、ネットワークを通じた支援 等
8 障害児等施策の充実	特別支援教育の推進、発達障害児支援体制の整備、医療的ケア児への支援 等
9 外国にルーツをもつ子どもたちとその家庭への支援	外国人児童生徒等の居場所づくり、外国人児童生徒等の支援、定住外国人家庭への支援 等